

目 次

第8回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第8回大宜味村議会定例会会議録（9月28日）	3
第8回大宜味村議会定例会会議録（9月29日）	9
第8回大宜味村議会定例会会議録（9月30日）	21
第8回大宜味村議会定例会会議録（10月1日）	31
第8回大宜味村議会定例会会議録（10月2日）	35
第8回大宜味村議会定例会会議録（10月3日）	49

第8回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和62年9月28日

会期6日間

閉会 昭和62年10月3日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月28日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諮問第1号、承認第2号～承認第3号、議案第51号～議案第61号 提案説明
9月29日	火	本会議	午前10時	一般質問
9月30日	水	本会議	午前10時	農業委員会委員の推薦について 採択 諮問第1号 承認第2号～承認第3号 議案第52号～議案第56号 質疑、討論、採決
10月1日	木	本会議	午前10時	議案第57号～議案第61号（検討）
10月2日	金	本会議	午前10時	議案第57号～議案第61号（検討） 議案第57号の撤回について 議案第58号～議案第59号の訂正について 議案第58号質疑

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
10月3日	土	本会議	午前10時	議案第58号～議案第61号 陳情第13号 質疑、討論、採決 決議案の処理 閉 会

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和62年9月28日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和62年9月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年9月28日 午前10時54分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 金 城 富 昌 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	前田勇夫君
助役	古我知清君	厚生課長	稲福吉昭君
教育長	平良作義君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福幸三君	教育委員会 総務課長	金城利明君
企画財政課長	前田孝平君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4号 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5号 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6号 議案第51号 大兼久林道開設工事請負契約について

日程第7号 議案第52号 塩屋漁港第1防波堤及び第1護岸工事請負契約について

日程第8号 議案第53号 昭和62年度津波地区団体営草地開発整備工事請負契約について

日程第9号 議案第54号 津波地区団体営草地開発整備事業分担金変更について

日程第10号 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第56号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第12号 議案第57号 大宜味村畜産基地建設事業負担金等徴収条例

日程第13号 議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について

日程第14号 議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第15号 議案第60号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第16号 議案第61号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和62年第8回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、7番平良俊政君、8番平良蔵健君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時17分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から10月2日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

日程第3 諮問第1号から日程第16 議案第61号までを一括議題といたします。

村長からの提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 諮問第1号、人権擁護委員に宇塩屋630番地、宮城萬元さん大正11年11月9日生まれを推薦したいので議会の意見を求めます。

承認第2号、昭和62年8月10日招集の第7回臨時会において議決が求められないため、9月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしております。よろしく願います。

承認第3号、本件については前号と同様でございます。よろしく願い申し上げます。

議案第51号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額は

44, 300千円で契約の相手方は沖縄緑建でございます。

議案第52号、本件については前議案同様の理由でございます。契約金額は128, 000千円で契約の相手方は宜野湾市真栄原470番地、合資会社前田建設でございます。

議案第53号、本件についても前議案同様の理由でございます。契約金額は113, 000千円で契約の相手方は国頭村字辺土名1583番地、有限会社国頭建設でございます。

議案第54号、これは県の割り当て内示の増額分の変更をするために6, 436千円追加したいということです。

議案第55号、国民健康保険条例準則の一部改正のため、それに伴いまして本村の条例も改正する必要があります。提案いたしております。

議案第56号、地方税法等の一部改正に伴いまして本村の条例も同様に改正する必要があるということと財政確保に見合う税率の改正が必要であり提案いたしております。細部につきましては説明員から説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

議案第57号、農用地開発公団法第27条第4項の規定により条例制定の必要があります。提案いたしております。内容につきましては説明員から詳しく説明いたさせます。

議案第58号、昭和62年第4回定例会において第27号議案をもって議決された議決内容の一部を大字、林班、小班、面積等を別紙のように変更したいということです。説明員から説明させたいと思いますので、よろしくご審議願いたいと思います。

議案第59号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393, 415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 266, 049千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員からそれぞれ説明いたさせます。

議案第60号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247, 206千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第61号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193, 377千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員から説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午前10時54分)

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和62年9月29日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年9月29日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年9月29日 午後2時30分)

2. 出席議員 (11名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (3名)

2番議員 金 城 富 昌 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
13番議員 平 良 森 雄 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新	城	繁	正	君	企画財政課長	前	田	孝	平	君	
助	役	古	我	知	清	君	住民課長	前	田	勇	夫	君	
総	務	課	長	稲	福	幸	三	君	経済建設課長	平	良	晋	君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	高	江	洲	修	君	係	長	前	田	孝	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

これより一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

- 4番（山川正行君） モデル事業によって環境の整備が大分進んでいますが、いろんな都合で残った所もあります。モデル事業は62年度までと聞きましたがどうですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） モデル事業につきましては63年度完了に向けて県と調整しているところです。

- 4番（山川正行君） 1年程前にお聞きした時には62年度が最終年次だということであったわけですが、用地取得とか計画はされているが後回しになっている所があるということでお尋ねしたところ、県と調整してできる限りモデル事業でやっていきたいということでしたが63年度まででしたらおおよその見通しはできるのではないですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 62年度予定ということでしたが追加希望等がございまして、追加希望事業が70件程あったわけですが29件程が採択されたということで、その事業を含めて実施した場合にあと1億1千万円以上の金が必要になって来るということで、国の事業費の配分を考えた場合に63年度で完了したいということで県とも調整しているわけです。

- 4番（山川正行君） ご存知のように大兼久公民館からの排水路は路面から突出しているわけですね。これは63年度の計画に入っているのかどうか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 集道で計画しながら用地の問題で集排だけお願いしたいと他の部落からも要請がありまして追加事業で県とも調整をしたわけですが、国の方針として集道と集排とは一体的に整備するのが効率的であるということで、集排だけの変更はできないということです。調整の中でも落とされています。

- 4番（山川正行君） あっちこっち回ってみると集排だけの所もありますが、その部分は集排だけの計画ですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 集排の計画は延長とか場所の移動という形でやっております。

- 4番（山川正行君） 新しく集排だけの申請となるとどうですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 当初から計画がない所に集排だけ追加するというと100m以上について採択されているということです。

- 4番（山川正行君） 公民館から北側はふたもないわけですね。そうしますと後の整備計画というものはどうなっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 集排だけの追加というのは認められないようでして、モデルではどうしてもできない所は部落の環境整備保健衛生面から検討しなければならんと思ひまして検討はしています。そういうことで63年度までにやるということで先程答えていますので、なるべくなら補助事業を導入したいわけですがどういう制度があるのか担当課で考えていただいて、或いは農林水産関係だけでなく他の省庁のものでできないものかと、できるだけ補助事業でできるものはのつけて止むを得ず不可能だということになりますればそれなりの対応を考えていかなければいかんだろうというのが現在の考え方であります。

○ 4番（山川正行君） 63年度までのモデル計画に該当しないということになれば何等かの計画に入れてもらわなければいけないと思ひますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） とりあえず63年度まではモデルを遂行いたしまして、その後こういう所につきましては年次的に整備をしていくという方向で事業導入を検討していくという考えを持っています。

○ 4番（山川正行君） これは63年度まではできないということをはっきりしているわけですね。じゃあ64年度以降の早い時期に計画してもらえますか。

○ 村長（新城繁正君） 財政との見合いを十分つけまして64年度以降につきましてはそういう環境整備につきまして、重点的に配分を決めて検討をして採択をするという方向で計画していきたいと思ひています。

○ 9番（山川清君） 大宜味簡易水道が整備されそれに伴って各部落とも消火栓の整備強化がなされているわけですが、その中で旧消火栓の口径が40ミリで現在のは65ミリとなっておりますが、緊急時に口径が合わないので消防ホースが使えないという事態であります。何時頃気づかれ消防組合からそういう指摘がなかったかどうかお伺いいたします。

○ 総務課長（稲福幸三君） これに気づいたのは一般質問の通告を受けて私は気づいたわけですが、現在各部落に40ミリのホースが44本配置されているわけですが、それに新しい65ミリのものが93本配置されています。このままにしておく確実に緊急時に利用できないわけですし、私共としては接ぎ手を購入するよう予算化して各部落に配置したいと考えています。

○ 9番（山川清君） 1個7,000円ぐらいと思ひますので、それだけの予算で村民の生命と財産を守るわけですので今頃気づいたということは住民に対する奉仕精神が落ちていたのではないかと思ひますが、村長はこれに対して今後どう対処していきますか。

○ 村長（新城繁正君） これは消防組合からもそういうことにつきましては指摘もあるわけです。その対応としては消防組合との調節の中で万全を期していかなければいけないと考えているわけですし、来年度から予算の中で検討していくという考えを持っているわけです。

○ 9番（山川 清君） これは村民の生命財産にかかわる問題でありまして、早急に予算化して整備すべきと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） これは予算との関係もありますので早急にとご希望申し上げられたんですが、来年度からと申しましたのは村一円の計画でやる場合はそうするというのであって、事情を調査しまして防火水槽もない防火栓もない所につきましては緊急な対応をしなければいかんと思っておりますので、その辺につきましては財政との調整でできるだけ早く整備をしていきたいと同時に住民に防火思想を合わせて普及することも考えていかなければいかんと考えています。

○ 10番（宮城秀護君） 42回国体は一応無事に済んだわけですが、この団体後の塩屋湾周辺の跡地の練習場或いは競技場としての跡地利用計画があるかどうかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 国体はおかげさまでひととおりの好評の内に終わったということで感謝を申し上げているわけですが、この周辺の跡利用につきましては前から県の漕艇協会或いは学校関係から使うような形での整備をしてくれんかという要請は受けております。又、今の施設につきましてもそのような要請を一応受け入れる形で基本的なものは整備をしているという段階であります。

○ 10番（宮城秀護君） そうしますと使用期間はどのくらいの予定でしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 塩屋湾の特色を生かすという意味では練習会場或いは大会会場にしなければいかんだろうと思っているんです。ですからその競技を広めるということから永久と言いますか限定するという事は考えておりません。

○ 10番（宮城秀護君） 同海或は漁業権が設定されておりますね。そこは生産の場として活用されて来ましたが、漁業権者と十分な合意が得られているかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 国体までの話はされております。これからの運営や利用方法についてのことについてはまだ最終的に話し合っておりませんので、これから関係機関と話し合って有効的に活用できるように話し合っていきたいと思っております。

○ 10番（宮城秀護君） 漁業権者とまだ話し合いもされてないということになりますと、漁業権の見直しは共同の場合は5か年となっております。この切り替えの時期に村のそういう計画が競合しますと非常に難かしくなると、漁民が漁業権を取ってそこで事業をしようとしてもできないわけです。事前にそういう計画を出して十分に話し合いをしていただきたいと思います。それから現在ある建物、浮き栈橋の所管はどうなっていますか。

○ 村長（新城繁正君） 艇庫や配艇場等は県の事業でやっておりますので県の管轄となっております。これは今までの慣例からしますと協会には直接移譲しないという方針のようでありますので、多分今のところは村が受けて協会あたりと協議することになるかと思っております。

しかし、今のところそこまで話し合っておりませんのでこれからすぐ詰めなければいかんと思っております。

○ 6番（宮里盛順君） 農地の地方増進と農産物の増収を図るため農協と話し合っ肥料工場を造る考えはないかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 本村の土壌構造を考えてみますと、基幹作物の反収などからすると地力というのが今後の農業の大きな課題だと思っております。しかし、今すぐ工場を造ろうという計画はここ1～2年は計画持っておりませんが、基本的には必要と思っておりますが今すぐという計画は持っておりません。

○ 4番（山川正行君） 旧1号線も大分整備されつつあるわけですが、側溝が整備されていない所がまだあるわけですね。国道の方は村からの要請があればすぐにでもやるということですので、早い時期に要請して整備して欲しいということですがどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 旧国道につきましては国道さんとも昨年からは順次調整をしているところでございまして、津波、大宜味、大兼久地域につきましては今年度の施工予定であったわけですが、村が要望した改修方法が国道さんがやってもらえないという問題もありまして、そういう調整がまだ残っておりまして、村としては地域からの要望どおり国道さんに施工させたいということです。津波につきましては国道さんの考えでは排水の蓋だけで終わりたいということでありましたが全面改修によるこう配の修正までやらないと機能が果たさないということで全面改修の要望をしております。それから大宜味大兼久地域につきましては排水関係は要望どおりできるようになったわけですが、役場前の橋の改修の件で調整中であります。

○ 4番（山川正行君） 確かに難かしい面もあるとは思いますが、排水の蓋はすぐにでもできると思います。そういう所は早目にさせたらどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 改修に当たっては、予算が一本になるだろうと私は思います。確かに部分的に改修ができましたら大兼久大宜味線については排水の改修につきましてはすぐ行なってもいいという確認は取れております。その辺はもう一度国道さんと調整をしまして、そういう方法でできるならばそのように要請していきたいと思っております。

○ 4番（山川正行君） 以前に海岸から国道58号線が開通して、旧1号線がそのまま残ったと、この道路は大宜味小学校と運動場の間を通っているわけですね。それで当局も交えて国道事務所に交渉に行ったわけです。ところが国道の名義なので規制はできないということでした。それで村営への移管が何時かあるからその時に対処したらいいでしょうと、そういうことがあったので移管の時期についてお伺いするわけです。子供達が運動場に行くために道路を横断しなければならぬので危険であるわけです。およそでよろしいですから時期に

ついてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 国道さんも早目に移管をしたいという希望を持っています。それで村としても要望する整備が早急にできましたら早目に村道に移管して認定していきたいという気持ちは持っております。現在の状況からしますと、63年度以降ということになると思います。

○ 4番（山川正行君） 公の財産はきちっとした管理がされてなければならないと思うわけですが。そこで用地の未登記とか境界線の不明確とかがあるということ調べて判っています。先ず未登記があるのかどうかからお伺いします。

○ 総務課長（稲福幸三君） 未登記の土地はかなりあると思っています。

○ 4番（山川正行君） これは教育委員会関係のものに多いと思います。

財産管理は長の責任でありますので長にお伺いしているわけですが、件数はおよそ何件程ですか。

○ 総務課長（稲福幸三君） 登記できるものは進めているわけですが、相続人等の問題で登記できないのが沢山あるわけですが、筆数については調査してないのでお答えできません。

○ 4番（山川正行君） 財産の管理は重要な問題でございまして、ご存知のように与那城村の件もございましてね。進んでいるという答弁ですが、私が調査したらそんなに進んでないんですよ。それで未登記の件数はどのくらいか後程資料提出していただきたいと思います。

この処理は計画を持って確実にやらなければいけないと思いますがどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開（午前11時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 現在確認しているところでも338筆という未登記がありまして、個々の内容につきましても難かしい要素があるということです。何年までやりますというお答えができないのは申し訳ないんですが努めてできるものから調整してその見積りを予算に反映させて、是非これは早目にということしか今は申し上げられません。努めて全課それから教育委員会も含めて早目にやっていきたいと申し上げておきたいと思っています。

○ 4番（山川正行君） 財産管理の問題は重要であります。特に与那城村の問題が新聞に報道されてから村民の関心が大きくなっているわけです。私はこれについて12年前に指摘しているわけです。当時の答弁では予算を計上してすぐ取り組むということでしたが、なお現在これだけの未登記があるということは大変な問題だと思えますよ。おそらく処理に努力なされてないのではないかと云わざるを得ないわけです。見通しも立たない状況のようですが、

年次計画をしてやらなければいかんと思いますよ。今の陣容でできるかどうかが問題なんです。これは傭人をしてでもやらんといかんと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 分類をしまして早くできるものは早くやりたいと思いますが、これだけの筆数ですので予算が相当かかるとと思いますが。それ相応の予算措置をしてでも解決していきたいと考えております。

○ 4番（山川正行君） この問題につきましては何時から取り組みますか。

○ 村長（新城繁正君） 今年もやりますが、来年の予算編成の中で十分留意しましてやっていきたいと考えています。

○ 4番（山川正行君） それから村有林野の中にも管理の不十分な所があると聞いています。又、私有地と村有地の境界が明確でない所もあるようです。その辺はいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 幸いに今は土地調査事務局の仕事が本村に入っております。境界の問題や村有地域いは私有地の明確な判定も含めて総合的に考えていかなければいかないので、十分調査をいたしまして早急にこれを詰めて各担当課には指示をいたしまして明確にしていきたいと思います。

○ 4番（山川正行君） 村有地の中に私有地が入り込んでいたとか、例を申し上げますと友善の問題なんです。友善さんの所が村有地にくい込んでいるということをよく耳にするわけですが、はっきりお答え願いたいと思います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 只今の指摘のとおりでございます、友善さんが施設をしている地域の中に一部含まれている所があるようでございます。これは友善さんとも確認をやったわけですが、一部は入っているという地域があります。

○ 4番（山川正行君） その面積はどのくらいですか。それからその契約はどういう形になされていますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 申し訳ないんですが面積につきましては具体的にまだ把握しておりません。確かに正式な手続きがとられてないという状況です。

○ 4番（山川正行君） そういう所が別にもありますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 申し訳ないんですが別については把握しておりません。

○ 4番（山川正行君） 村有地が無断使用されているということは村長お分かりですよね。何の手続きも踏まれてないということは財産管理上許せないことなんです。そうしますと先の議会で長が友善さんに村有林野を優先的に払い下げるといふご計画があったわけですね。それも払い下げできないということになりますよ。無断使用しているから払い下げできないということになるわけです。そのまま放置しているということは財産管理上問題なんです。以前に塩屋のみかん山がありますが、あれは村有地になっているんですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 旧学校みかん園のことだと思うんですが、そのみかん園につきましても村有地の中に入っています。

○ 4番（山川正行君） みかん園の林班と地番が分かればお答え願います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 資料を持ち合わせておりませんので後でお答えしたいと思います。

○ 4番（山川正行君） まだ別に無断で使用されている土地があると思いますよ。当局はお分かりと思いますよ。ないですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういうようなことがあるならばもう一度調査をやってみたいと思います。

○ 4番（山川正行君） だから管理上問題があるというのはその辺にあるわけです。じゃあ前に押川に苗圃がありましたね。

あれはどうなっていますか。村有地ですか。私有地ですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時26分）

再 開（午前11時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします

○ 経済建設課長（平良 晋君） 村有地であります。

○ 4番（山川正行君） 現在どのようになっているのでしょうか。

○ 総務課長（稲福幸三君） 地目は畑でありまして面積は1,249㎡ありますが、現地を調査しておりませんので現況については私共のところでは分かっておりません。

○ 4番（山川正行君） ここは元苗圃で復帰前は個人が貸地契約を結んでいたわけです。それが復帰後は放ったらかさされているわけです。最近では作物が入っているんです。当局は許可したんですか。

○ 総務課長（稲福幸三君） 村有財産の管理が不十分なためにいろんなトラブルが出ているわけですが、当該地を許可したのかどうか調査してみなければお答えできないわけです。

○ 4番（山川正行君） これは先程おっしゃっていたように村有地であることは事実なんですよね。だからこの管理状況が分からないというのはおかしいですよ。先程のみかん園はどうなっていますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 話を聞いた範囲でございしますが、以前は塩屋校のPTAの方がやっていたようですがその後管理ができなくなって、学校の方から押川の区長さんに管理委託をやっているようです。

○ 4番（山川正行君） これは村有地なんです。確かに学校とは貸地関係があったと思

いますが、学校がそのまま委託できるんですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 私が担当する以前の問題だと思うわけですが、そのような手続きはされてないのではないかと思います。

○ 4番（山川正行君） こういうことがあるにもかかわらず実情を掌握されてないということは、管理に非常に不十分であるといわざるを得ないわけです。

先程の友善さんの問題につきましても一時工事を中止させたということを知っていますが事実ですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） その問題については話し合いを途中でやったことがあります。

○ 4番（山川正行君） この件について議員個人にも議会でこれを中止させたということまで抗議もあったようです。村有地であるから境界がはっきりしないから話し合いをしようということであったと思います。当時ご存知だったんでしょう皆さんは。にもかかわらず手続きもなしに無断使用させているということは管理の不十分ですよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 責任者としてこの土地に適切な結論を出せずに時間が経過しているわけですが、ご指摘のとおりとにかく財産の管理等につきましてはご指摘を受ける度に我々実際分からないところがあるわけです。明るみに出て来ますとよっぽど態勢を整えてでもやらないと財産管理は問題を派生することにもなりかねないという責任を今感じておりました、従来もそのようにお答え申し上げてきたんですが新しい事がどんどん出てくるということになりますと、私としては1から出直さなければいかんという感じを持っておりました、これは正しく私の責任と痛感いたしております。ご指摘のことにつきましては十分わきまえておりますので、まだその他にあるかも分かりませんので、その辺については十分調査して、もう言葉だけでは済まされる問題ではないと思いますので、これについては十分内部調整をするということをお答えする以外は今のところお答えできません。痛感しております。

○ 4番（山川正行君） 今の友善さんの問題は疑問点ではなく先程もお認めになったように事実ですよこれは。疑問点ですか事実ですか。

○ 村長（新城繁正君） 村有地にくい込んでいるということは確認できましたので、これは事実であります。

○ 4番（山川正行君） 本当に財産管理については不十分であるということが言えると思います。そういうことで今後財産を十分に管理していくためには台帳そのものを整備していかなければいかんということになるろうかと思います。その辺はどうですか。

○ 総務課長（稲福幸三君） 財産台帳の整備は進めているわけですがまだ完成はしていません。

○ 4番（山川正行君） 前の議会で今の陣容で十分対応できるという答弁があったわけですが、現在の陣容で大丈夫ですか。

○ 村長（新城繁正君） 定数はこれ以上は増やさないというのが私の考えとして原則であります。専門性を有するものでありますからコンサルにするか或いはその向きの職員にするか考えていますが、これを内部調整をしてどうすればこの問題が片づくのか十分検討していきたいと思います。これまでのことについてはお詫びしたい。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。
休憩いたします。

休 憩（午後0時06分）

再 開（午後2時29分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後2時30分）

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和62年9月30日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年9月30日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年9月30日 午後2時37分)

2. 出席議員 (11名)

2番議員 金城 富昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重克 君	10番議員 宮 城 秀護 君
4番議員 山 川 正行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆好 君
7番議員 平 良 俊政 君	14番議員 玉 城 一昌 君
8番議員 平 良 蔵健 君	

3. 欠席議員 (3名)

1番議員 宮 城 功光 君	6番議員 宮 里 盛順 君
13番議員 平 良 森雄 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新城	繁正	君	住	民	課	長	前	田	勇	夫	君					
助	役	古我	知	清	君	企	画	財	政	課	長	前	田	孝	平	君		
総	務	課	長	稲	福	幸	三	君	経	済	建	設	課	長	平	良	晋	君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	高	江	洲	修	君	係	長	前	田	孝	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 議事日程（第3号）

日程第1号 農業委員会委員の推薦について

日程第2号 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3号 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4号 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5号 議案第51号 大兼久林道開設工事請負契約について

日程第6号 議案第52号 塩屋漁港第1防波堤及び第1護岸工事請負契約について

日程第7号 議案第53号 昭和62年度津波地区団体営草地開発整備工事請負契約について

日程第8号 議案第54号 津波地区団体営草地開発整備事業分担金変更について

日程第9号 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第56号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 農業委員会委員の推薦についておはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により議会推薦の農業委員は4人とし、字根路銘213番地平良實君、字津波637番地上間浩君、字塩屋543番地米須幸助君、字喜如嘉2357番地前田貞夫君を推薦いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に平良實君、上間浩君、米須幸助君、前田貞夫君の4人を推薦することに決しました。

日程第2 諮問第1号から日程第10 議案第56号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

再 開（午後2時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより諮問第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 3番（松島重克君） よくこういう専決処分の承認が出されるわけですが、何かお感じになっているのではないかと思います。これについてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 議員の皆さんからはご指摘を受けておりますが、執行部としての手続き上お願いしなければなりませんのでお願いしておるわけですが、関係機関にも十分注意をするように促しています。

○ 3番（松島重克君） 専決処分につきましては長の権能にも属しておるわけですからいいわけですが、しかし、この公有水面埋立につきまして度々専決処分なされているわけです。申し上げるまでもなく、これは長が意見書を提出する前に議会に諮られておるわけです。し

かし議会がこれを議決しないから止むを得ず専決処分を出されているわけです。何故議会が議決しないかということです。これは申し上げるまでもなく議会が議決するまでに工事が始まっており、着工されているということなんです。要約して言うならばこういう行為は議会軽視であると言わざるを得ないわけです。これについてどのように感じておられるかということをお聞きしているわけです。

○ **村長（新城繁正君）** 県や国が発注する工事にしばしばご指摘の形で先行して後で村にお願いというのが多いわけです。本来そういうことはあってはいけないことなんです。今回のことにつきましては強く県にも言っています。これから先はこういうことがないように努力していきたいと思えます。

○ **議長（玉城一昌君）** 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第51号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第52号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ **3番（松島重克君）** この工事計画の中におきまして塩屋兼久の海水浴場或いは排水等のことがらについてどのような計画になっているのかお尋ねしたいわけです。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** その件については部落と話し合いを進めてきたわけですが、排水の現状においては確かに不可能な状況でありまして、県と調整をした結果、漁港区域の中にやっていくという計画で進めています。

海水浴場については県と調整中でございますが、海水浴場の護岸につきましては海岸式護岸をできたら採用しまして、そこに航路浚渫の土砂を戻していくという計画で県と調整を進めているところです。

○ **3番（松島重克君）** 海水浴場の件については部落とも調整済みですか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 今回の変更の件についてはまだ部落には細かく話をしておりません。

○ 3番（松島重克君） これは地元との調整は十分できるという見通しに立っておられますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 以前の私共の計画よりいい条件で改修していきたいという計画を持っておりまして、その計画をもう一度説明いたしまして承諾を得ていきたいと思っています。

○ 3番（松島重克君） 駐在所の側の排水についてですが、この排水がうまくいけば結構ですが、その辺はどのようにお考えですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに排水の件が計画をしながら頭を悩めたところでございます。排水のこう配がとり難いという問題もあります。そういうことで今回は漁港の中に排水を出していくということでありまして、以前より波の影響は少なくなるだろうと思っています。それで漁港改修とセットして国道改修もやるということがありまして、その排水の問題も国道さんと協議しております。

○ 3番（松島重克君） 現在より悪くなつては困るわけです。良くなつたらこれは結構であります。だからこれは長年かかってもいい知恵が出なかつたわけですので机上での計算では出ないと思います。そこであなた方が最善だと思ふ方法でやっていただいて、それでも前より悪い結果が出た場合には済んだことだから知らないということではなくて、これは十分対応していただかなければいかんと思うわけですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 現状を改善するというところで協議しておりますし、その結果予想どおりいかなかったということになりますならば、村としての対応は即応していきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第55号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第56号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております諮問第1号から議案第56号までについては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時31分)

再 開 (午後2時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより諮問第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより承認第2号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は承認することに決しました。

これより承認第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は承認することに決しました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 大兼久林道開設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 塩屋漁港第1防波堤及び第1護岸工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 昭和62年度津波地区団体営草地開発整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 津波地区団体営草地開発整備事業分担金変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後2時37分)

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和62年10月1日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年10月1日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年10月1日 午後4時41分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修君 係 長 前田 孝君

6. 議事日程（第4号）

日程第1号 議案第57号 大宜味村畜産基地建設事業負担金等徴収条例

日程第2号 議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について

日程第3号 議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4号 議案第60号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5号 議案第61号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第57号から日程第5 議案第61号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時41分）

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和62年10月2日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年10月2日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年10月2日 午後7時28分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	前田勇夫君
助役	古我知清君	厚生課長	稲福吉昭君
教育長	平良作義君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福幸三君	教育委員会 総務課長	金城利明君
企画財政課長	前田孝平君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1号 議案第57号 大宜味村畜産基地建設事業負担金等徴収条例

日程第2号 議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について

日程第3号 議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4号 議案第60号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5号 議案第61号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第6号 陳情第13号 国民食料の確保、国土の保全及び市場開放、農産物の輸入自由化阻止に関する要請決議について

日程第7号 議案第57号の撤回について

日程第8号 議案第58号の訂正について

日程第9号 議案第59号の訂正について

日程第10号 会期の延長について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第57号から日程第6 陳情第13号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時34分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

9月28日村長から提出された議案第57号 大宜味村畜産基地建設事業負担金等徴収条例について、本日づけをもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、撤回の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議案第57号の撤回について議題といたします。

村長から撤回の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） ご提案申し上げております議案第57号につきまして説明員の説明の席上、議員各位から種々疑問な点が出されまして私共内部的に検討いたしました結果、この際この議案はなお検討を要するという判断に立ちまして撤回をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第57号の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号の撤回についてはこれを承認することに決しました。

おはかりいたします。

9月28日村長から提出されました議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について、本日づけをもって訂正したい旨の申し出があります。

この際、訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 議案第58号の訂正について議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 度々議案の訂正を申し出まして大変申し訳ないと思っています。

理由といたしましては、林班及び小班の一部に誤りがありますので別紙のとおり訂正して差し替えをしたいと思っています。なお、説明員から説明がありますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

只今議題となっております議案第58号の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号の訂正についてはこれを承認することに決しました。

おはかりいたします。

9月28日村長から提出された議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算について、本日づけをもって訂正したい旨の申し出があります。

この際、訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9 議案第59号の訂正について議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 理由といたしましては、第2表債務負担行為の中の畜産基地建設事業(山原第2区域)大宜味地区については検討を要するという結論に達しましたので第2表を差し替えたいということでご提出したわけです。よろしく願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

只今議題となっております議案第59号の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号の訂正についてはこれを承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後1時40分）

再 開（午後3時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

1 番入場。（午後3時00分）

これより議案第58号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9 番（山川 清君） 喜如嘉11林班又小班は土地の所在の変更のためだと説明を受けているわけですが、設定面積2.56haの部分と残っている部分と、それから喜屋武盛一さんの土地を変更するためとお聞きしているわけですが、その法的根拠と条例上の処置をなさるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 前にも確かに登記簿上の根拠は見当たらないということをお答えしたところでございまして、個人に払下げしましてその方がそういう問題を起こしていくということになりましたら、その人も大変な問題になろうという感じを持っています。そういうことで土地調査事務所にも相談をしまして現地の調査も完了しております。その結果を見ながら処置については検討していきたいと思っております。

○ 9 番（山川 清君） 除外する所は復帰前まで平良忠善さんが借地して耕作していたと私は聞いていますが、実際にあの地域は山川山でないと、除外区域は山川山でないとということをお聞きしているんですがどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 平良さんがやっていたのは喜如嘉に向かって道路の左だったと私は憶えています。現在の除地につきましては饒波から苗圃に向かって小さな道があるわけですが、その右手の山の方でございまして、以前から耕地をされた所ではございません。

○ 9 番（山川 清君） 私もそれを調査して、忠善さんもその右手の方を耕作していたと、そしてそこは山川山の地域ではないとお聞きしたわけですが、どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 私はそういう話をはっきり言って聞いておりませんので、私達の調査の段階では三叉路から上の方に向けて山川山の地域であるということをお聞きしています。

○ 9 番（山川 清君） 実際に山川山はちり捨場の近くにありまして、当局のミスで昭和53年度に天然林改良事業が行なわれているわけですが、それも村当局が個人の承諾も得なく

て制度的な事業を入れて整備したと、それと面積が足りないからそこを外して交換やるんだという感触を私は受けているんですがいかがですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに造林は土地の確認がされてないでやったと当時の担当にも聞いたわけですが、細かい調査がされてないということで申し訳ないと思っています。

先程の面積が足りないからということですが、そういうことではございません。上の方にはまだ村有林野払下げ設定をしてない地域は沢山あります。

それでカーブからちり捨場に向かって右側の谷間までが山川山であると事情聴取の中で聞いているものですから、そこは除地したいということです。

○ 9番（山川 清君） 私の感触としては状況証拠が固められてないようでありまして、慎重を期して議案を提案なさるべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 我々としてもできるだけ調査検討はしているわけです。課長と山川議員と多少くい違いがありますが、私共は私共ができるだけの手を尽くして確認をやっているわけですので、もし、私共のやろうとしていることが明確に誤りがあると確認されればその時点で検討しなければいかんと思いますが、私共は私共なりの努力をしてこの案を提案しているわけですので、慎重に慎重を期したと最善を尽くしてやっているわけです。

○ 9番（山川 清君） 実際に山川山でなかったという確証が得られれば再考するということですね。

○ 村長（新城繁正君） そこはもし払下げして個人のものになったら後で戻す時に困るので我々としては慎重を期してそこは除地しておこうということです。もし、これが山川山でないと或いは問題があるということがあれば除地しているんですからそれなりの対応はできると思います。そのために用心をしてここは除地しておきましょうということの対応なんですから、もし、誤りがあればそれなりの手続きをとってできるわけです。

○ 3番（松島重克君） 3月議会に私もこの問題お尋ねしたわけです。ところが先程からの質疑応答を聞いておりますと進展を見ておられないようですね。あの時点では法的根拠はないということはお認めになっておられたわけです。しかし、公有財産を動かす場合には法的根拠がなければだめですよ。地元では当局の考えと違った考えもあるようです。そういう時にはどういう方法を採用ということになりますか。慎重にということであるならば現状を維持するということですよ。そして確信が持てた場合に前に進むわけですよ。これが慎重ということだと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） そこは問題があるということで、払下げをすると問題があるの

でそこは一応外しておいて対応しましょうという意味の慎重を期したということです。

○ **3番（松島重克君）** 外すということは所在の変更をしようという方向に進んでいるということなんですよ。現状維持で止まっても何も差し支えないでしょう。当局の考え方であれば相手方の言い分が違っておればまた設定し直さなければならなくなりますよ。現状維持というのは現時点で停止して、はっきりした時点で所在の変更も然るべきものでしょうし、払下げもできるということもできるわけですよ。これは考えがおかしいと思います。それから現在こういうような公的な紛争の場合には何が基準になっておりますか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 登記簿が根拠になるかと思います。

○ **3番（松島重克君）** 現在使われている地籍調査がなされている公図が基準になるんですよ。そういう立場だから分かるでしょう。いろいろ出て来たらあなた方は図面でこうなっていますよと言うでしょう。これに不服があったら何故異議申し立ての時に言わなかったかとあなた方は必らずそう言うはずだ。そうでないですか。公的な機関は全部そう言うんです。問題はこの辺にもあるんですよ。あなた方安易にそういう話があったから所在の変更をしよう、これを除外しよう、走り出しているんだよ。慎重にと言うことならそういうことではないと思いますよ。現状維持で止まっておいて確固たる結論が出た時に除外して交換もできるでしょう。その時に法的な手続きを踏まなければいかん。何が慎重かね。走り出しているんですよ。

どう思いますか。

○ **村長（新城繁正君）** 松島議員のおっしゃることも分かるんですが、公簿上は村有地であるわけですが地主と地域周辺の方々もそこは山川山であり場所が変わっているという話があって、しかし、今この地域は払下げ地域に設定されていると、そうしますと地域の皆さんの要望もそのままにしておく、払下げしなければいなくなるという立場に当然なってくるんで、疑問が残っている所を払下げしてしまったら問題があるという意味で、ここははっきりするまで残しておくということです。除外しないと設定地域だから払下げ申し込みが来たら払下げしなければいかんという事情が出て来た場合に我々としては対応が難しいということで審議をお願いしているわけです。

○ **3番（松島重克君）** これは設定されているから払下げなければいかんということではない。従来もそういうことがなされていたわけです。設定はされているがいろんな都合で待ちなさいと、こういうケースが度々あるんですよ。もし、相手の意向が間違っていたら払下げできるわけですから、相手の意向が正しければその時点で設定から外して手続きをとればいいのか。

それと一番懸念に思うことはそういう話を聞かれてからかなりなるんだが結論が出ないと

いうことはどうかと思います。まだ、どっちの方が正しいのか迷っておられる。これはおかしい。役場の立場としては公図を信頼する以外にないんじゃないですかね。これをゆがめるようなことがあっては大変ですよ。こういうケースがあっちこっちから出ますよ。

だから今の考えは私から言わせれば公図を信頼してないという格好になっている。役場が公図を信頼しないでどうなるかということですよ。先ず役場は公図を信頼してこれを基準にして取り扱わなければいかんと思いますよ。これを緩めたら大変なことになりますよ。ただ、例外はあると思いますよ。この公図に対してこの公図が間違いであるという立証すべき物的な証拠が出ればこれは別だと思います。しかし、これも公的な物証でなければだめだと思えますよ。人のうわさや話だけではだめだと思えますよ。

しかし、長い間そういう話を聞いておられると、しかし、相手側の人が公的な証拠を提出しておられますか。これからも出す見込みがありますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 公的証拠が出せるかということについては確かにはっきり言えないわけですが、そういうことで県の土地調査事務所に指導も仰いでおりまして、現地の調査に来てもらってどうするという指導を仰いでいるわけです。

○ 3番（松島重克君） あなた方それでは困るのではないかね。この話を聞いてからもう大分なるということでしょう。公的な立証もなくこういう方向に進んでいるということは大変なことだよ。こういう前例が出て来ますといろんなものが出て来ますよ。あなた方全部それを受け入れますか。收拾つかなくなりますよ。ある方から来たものは現在の公図はこうだからとける。ある方から来たものはいろいろ考えておきましょうと、役場自ら物的証拠を集め歩くと、これはいろんな問題が起こりますよ。こういう問題の取り扱いは公正に平等にやらないといけませんよ。私が聞いているものにもいろいろあるんです。先ず、こういうことをやる場合は立証すべきものを出させて現在の公図が誤りであることを立証しなければだめだよ。何年か前にもこういう形のものが出ていたわけですよ。これもこういう形でやるならば出ますよ。

だからあなた方がやっているものは慎重だと言っているわけですが私はそうは思わないわけですよ。

あなた方の考えというものは現在の公図に信頼を置いてないというように受け止められるわけです。

その辺はどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時39分）

再 開（午後3時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 公図の信ぴょう性をどのくらい置くかと言うことですが、これは我々としてはおっしゃるとおりでございます。村有林野につきましては公図を基準にしなければ今のようなことが出て来ます。ですから公図を大事にしてそれを基準にして境界の問題とかはやっておりますし、これからもやらなければいかんと思っています。今の山川山の問題は公図上は確かに村有地になっておりますが、所有者からもそこは自分の土地ですよという話があって、それを裏付ける証言をされる方々も地元にいるわけです。ですから公図は信ぴょう性のあるものですが、公図の作成上に問題があったのではないかと、我々としては向こうの言い分が正しいのではないかという考え方があるわけです。それをくつ返すだけのものを持ち合わせてないと、公図も信頼したいんですがやはり向こうの方が信ぴょう性が高いと、そういうことがあるものですから問題を抱えたまま払下げ地域に設定しておくということについては問題があるのではということですよ。

○ 3番（松島重克君） 今の答弁を聞いておりますと役場の立場で考えるものとずれておりますね。公図は国が作っているわけです。国が作っている公図に異議があるということで相手の言い分がより強いとかいうことは関係ないことなんですよ。公図が間違っているということであるならばそれを立証するものはあちらが示すべきでしょう。村が作った公図ではないでしょう。この辺は認識が違うのではないかと思いますね。村は今までこういうケースがいくつかあると思うんですが、それにどう対応してきたかということです。これはひとつの方針があるはずですよ。そういう言い分については立証しなさいと言っているはずですよ。それについてどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに立証や証拠を提示させて変えたという例もあります。

○ 3番（松島重克君） これは自治体のつきもの問題だと思うんです。

そういう時はこういう問題に対する対応の方針を持っておくべきでしょうね。何処の公的機関でも公図をくつがえすだけの証拠を出しなさいとか立証しなさいということを使うはずですよ。本村もそうだと思いますよ。今までもそう言っているはずですよ。

例えば大兼久の問題の場合もそう言っているはずですよ。そういう答弁を議会でも村長はされているんですよ。だから方針がなければいけないと思いますよ。最後にこれだけお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 具体的な例を指摘されましてはっと来たわけです。

確かに基本的な考え方はご指摘のようにそれをくつ返すだけの証拠はやっぱり提示していただかなければいけないことだと思っています。これからはそういう方針は全ての面に共通

して確立していきたいと思っています。

- 10番（宮城秀護君） 根路銘の除外地域は5件あります。この80町歩に及ぶ図面と帳簿は備わっておりますか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 皆さんに提示しています内訳表と図面もあります。
- 10番（宮城秀護君） 公社払下げが約14町歩ありますが、これは予定なんでしょうか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 予定の面積です。
- 10番（宮城秀護君） これから控除されたのが120町歩ありますが、ゴルフ場と公社へのものはどのくらい予定されていますか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 16番と19番はゴルフ場に関係する面積であります。
- 議長（玉城一昌君） 他に質問ありませんか。
- 4番（山川正行君） 只今の質問でもお答えがりましたがこの62haはゴルフ場ですよ。その申請者は誰になっておりますか。
- 経済建設課長（平良 晋君） ゴルフ場についての貸地申請者は塩屋観光株式会社で、代表取締役は友寄善光です。
- 4番（山川正行君） そうすると林野条例41条に核当するものは従来払下げや貸地はやらないという方針ですよ。どうですか。
- 村長（新城繁正君） 無断使用についての質問だと思いますが、従来そういうふうにお答えして来ている。無断であるかないかということに相当議論がありますけど、故意でやったということであれば条例でもありますように罰則もしなければいけません。その辺の判断はその中味を十分検討して対応するというふうを考えております。
- 4番（山川正行君） 無断であるかどうかは正規な手続きがない場合にそういう判断をなさるんですよ。一般質問でも村長は友善さんは無断で使用していると確認しているんですよ。そう答弁なさっているんですよ。そういったしますと41条に該当するわけですよ。以前の調整委員会の答申にも41条の核当者には払下げもしない、貸地もさせないとあるわけです。そしてその答申どおり従来実施して来たわけです。どうですか。
- 村長（新城繁正君） 確かに手続きされてないところが基本的には無断ということになるとと思いますが、いろいろ事情を聴取してみますと相手側の一方的な責めだけではなくして、行政側の処理の仕方にも多少あったというようなケースもあります。基本的には手続きがされてないということは向こうが勝手にやったということに理解して処理をするということになるとと思います。
- 4番（山川正行君） 無断かどうかという論争はしてないんです。従来そういうやり方で来ているわけですよ。無断で使用して過料も課された人もいるわけですよ。正規な手続

きが得られてないのは無断ですよ。そうでしょう。それとも行政の落ち度ですか。

○ 村長（新城繁正君） こちらの了解を得られてないので無断と理解をする必要はあると思いますが、調査したりしていく内に向こうがそういう行為を起こさせるものが証拠としてはありませんがそういうことが度々ありまして、その辺の中味を十分検討いたしまして指導するとか条例に基づいて処置をするとか、これからもそういう運用は当然原則としては持たなければいかんと考えております。

○ 4番（山川正行君） この問題は工事始まって大分経過していますよ。役場の方で一時工事中止したこともあるんですよ。その時点でお分かりになっているでしょう。その時に何故措置しなかったかということですよ。黙って使っていたんでしょ。その辺どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 建設工事の途中で村有地が入っているということが判明しまして、問題解決のために口頭で待てということは伝えていたということです。処理をどうするかと担当課から上って来た時に話し合いはやっておるわけです。たまたまそういう時に山問題がごたごたしている時期で、つい時間が経ってしまったということで、ですからこの辺につきましては我々の対応が適当でなかったということで責任を感じているわけです。

○ 4番（山川正行君） いきさつはどうか、手続きはされてないでしょう。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 申請は出ていたんですが、いろんな問題があってそのような処理がされてないという形になっています。

○ 4番（山川正行君） 今まで手続きされてないものは無断として処理されて来たでしょう。ですから一般質問でもお認めになっているとおり、やはり村有地を手続きなしに使用しているということは無断になると思うんです。

林野条例の41条に核当すると思うんですよ。これは当然です。ですからそのような方が62haの申請人になっているということはどうなるかということなんです。該当しますか。

○ 村長（新城繁正君） 問題の土地は使用申請があるわけです。その使用についてのどの条例でできるか或いは方法があるかという検討がなされておりますが、我々がその時に申請者にできるできないという明確な返事をしてないんです。申請している間にその土地は使用しているということですからその辺については条例上の問題になるわけです。そういうことで回答がされてないと、その間使っていると、これは両方それぞれ責任はあるわけですし、我々としても長引いて向こうの行為は認めた格好になっているわけです。ですから黙ってやっているというよりも行為は示しているが我々が対応しなかったといういきさつがあります。

ですからこの問題につきましてはそのような背景もあるものですから、ようするに条例の

実行もやってないんです。まだ、お互いの結論を出しきらんわけです。その辺は皆さん方におしかりを受けて当然だと思っているんですが、窮地に追い込まれている立場であります。

○ 4番（山川正行君） 現在訴訟になっている問題もいきさつはありますが手続きがなされてないということで無断ということになったわけですね。そして撤去命令が出されているでしょう。あれも貸地申請はしておりますよ。

今おっしゃるようなことで判断なさると訴訟の問題にも大きく影響しますよ。手続きが踏まれてないから無断なんですよ。そうでしょう。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時41分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

3時間程度会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3時間程度会議時間を延長することに決しました。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 村有地にくい込んでいるということは認めましたが、書類で申請をしている行為がある。それについて村長が即応してないという経過があると、私も申請者について適切な回答はしてないということでもありますので、私も共通の責任を持っていると、ですから無断と決めつける立場には今はなり得ないということです。

○ 4番（山川正行君） 今までの慣行が申請はなされたが許可されてないのは全部無断なんですよ。これは今までどおり正規な手続きがなされてなく許可されてないということで無断ですよ。そうでしょう。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後5時07分）

再 開（午後5時39分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 同じ答弁になると思いますが、長としては無断と断定する立場には立てないということでございます。

○ 4番（山川正行君） これは許可されてないでしょう。担当課長に聞きますが今まで何

件か無断使用や無断耕作で処理したはずです。これは何を根拠に処理されたわけですか。

許可されていないからやったわけでしょう。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） これまでの処置につきましては議員皆さん方もご存知だ
と思うんですが、確かに条例に基づく処理がなされております。

○ 4番（山川正行君） 例のやきものの問題も申請はされているにもかかわらず許可がな
いために撤去命令を出したわけでしょう。ですから許可がないということは無断です。

そうでないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後5時52分）

再 開（午後7時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 同じ内容のお答えをしているわけです。時間をかけても今はこ
れ以上の答弁は見い出せません。時間を借していただきたいと思います

○ 議長（玉城一昌君） 議案第58号の質疑を中止いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第10 会期の延長の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を10月3日ま
で1日間延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は10月3日まで1日間延長することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの日程にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後 7 時28分)

第8回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和62年10月3日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和62年10月3日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年10月3日 午後5時36分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	企画財政課長	前田孝平君
助役	古我知清君	住民課長	前田勇夫君
収入役	金城清君	厚生課長	稲福吉昭君
教育長	平良作義君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福幸三君	教育委員会 総務課長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第6号）

- 日程第1号 議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について
- 日程第2号 議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第3号 議案第60号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第4号 議案第61号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
- 日程第5号 陳情第13号 国民食料の確保、国土の保全及び市場開放、農産物輸入自由化阻止に関する要請決議について
- 日程第6号 決議案第13号 国民食料の確保、国土の保全および米の市場開放、農産物輸入自由化阻止に関する要請
- 日程第7号 決議案第4号 「被爆者援護法」早期制定に関する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第58号から日程第5 陳情第13号までを一括議題といたします。

昨日に引き続き議案第58号の質疑を続行いたします。村長の答弁を求めます。

- 村長（新城繁正君） 私の考えをまとめたいということで会期の延長をお願いしまして、昨日から今朝までにかけてまして整理をいたしました。まあ、同じ答弁になるということですが、申請が出されてそれは条例でもって可能であると、その場合は議会の議決を要するというところですが、その手続きを長がとってないということで、山川議員がおっしゃるように無断ではないかということですが、そのような手続きさえ村長がとれば無断ではないと、私の方に責任があると、それから江州の問題については訴訟になっているものですから言及する必要がないのではないかと考えています。

- 4番（山川正行君） いろいろ質疑をしてまた元に戻ったような格好になりますが、許可なく使用して条例にも低触している事実をお認めになっているわけでしょう。そうしますと行政というのは一体何なのかということをお願いです。一方では条例に基づいて処理した所もあるし、そして片方はこのようにゆうずうをきかすということになれば、長がいつも言っている公正公平ということはどうなりますか。所信表明でも村民に対して公正公平でなければならぬとおっしゃっておられるんですよ。行政とはそういうことでしょうか。ですからこれは現実的な事実なんですよ。許可されてないということは、前の問題と何処が違うんですか。長は前にも言っているんですよ。事務手続き中ではありますが許可されてないからこれは行政としてぴしゃっと処理すべきであると。覚えていますか。

- 村長（新城繁正君） 手続きがとられてないことは要請に対する村長の処理の仕方が即応しなかったということで責任を感じています。一時使用という申請でありますからそのまま放置するということではありません。村有地が使用されているということにつきましては明確にして、村有地の機能を図るということについては今後の課題として十分検討していきたいということですが。

- 4番（山川正行君） この前の一般質問の中でもお認めになっているんですよ。許可されてなく使用されている事実をお認めになりますか。

- 村長（新城繁正君） 申請に対しての村長が許可はしておりません。

- 4番（山川正行君） 使用している事実も認めますね。

- 村長（新城繁正君） ですから大事な申請について村長がそれについて対応しなかつ

たということで、ですから正式に許可はしておりません。

○ 4番（山川正行君） 答弁になっておりませんよ。許可なく使用している事実を認めるかと聞いているわけですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時25分）

再 開（午前10時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 確認をする意味で時間をいただきました。

現在も使用されております。

○ 4番（山川正行君） 事実関係を認めるのにこんな時間をかけては大変ですよ。これは時間のむだですよ。ですから事実は事実としてお認めになって、その後の対策というのは皆で考えるべきでしょう。許可なく使用されている事実があるとすると事務処理上どうなりますか。

無断ということになりませんか。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） これまではそういうふうに行って来た所もございます。

○ 4番（山川正行君） 今まで許可されてなく使用して来た所は無断として処理して来たということですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 私の担当した後はそのように行って来た所もあります。

○ 4番（山川正行君） 今まで事務的な処理上は許可されてない所はやはり無断であるという形で処理されていますね。そうしますとこれは必然的に無断ということになるんですよ。無断であるということをお認めになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 私共が申請に対して即応できてないためにそういう原因を作ってしまったということでもありますので長としてはこれは無断であると決めつけるわけにはいけないと、私の方にむしろ原因があると申し上げたところでございます。今もそのように思っています。

○ 4番（山川正行君） いきさつを聞いているのではないんですよ。許可なく使用しているのが無断であるのかどうかという判断なんですよ。いきさつがあるから無断という判断にならないということならば、過去に長はこうおっしゃっているんですよ。経過を認めるにしても不法なやり方については行政としてはびしやりやるべきだということで担当係や課からもやるべきだと思うがどうかという起案が出て来て、私も確かにそのとおりにやらなければいかんということで決裁を下し命令をしたと、経過は問題ないんですよ。結果が問題なんですよ。いま許可なく使用されているこの事実が問題なんですよ。そうではないですか。

○ 村長（新城繁正君） ですから現在も使用されているということで確認いたしておりますので、この処理は担当課と相談しまして適正な処理をするということです。放置するという意味ではありませんので。

○ 4番（山川正行君） 聞いていることにお答えして下さい。そうしないと長引きますよ。これは担当課長もお認めになっていますよ。許可がなくして使用していたものは今まで無断として処理して来た。だから私はこれをどう処理なさいということは言ってないですよ。今までのいきさつもあるし建物も立っているし撤去させなさいとは言ってないですよ。そういうことは行政の考えることでしょう。ただ、許可がなく使用されているのは無断と担当課長は認めているでしょう。

だから無断と認めるかと村長に聞いているわけですよ。処理のことは聞いてないですよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 村長としては無断ということ認めるわけにはいかんということです。

○ 4番（山川正行君） どうして認めるわけにはいかんわけですか。

○ 村長（新城繁正君） 相手から行為が出て私の方で処理してないと、行為が出たんですからこれについては行政としてはやっぱり対応すべきだということで、これは無断ではないと私は思っているんです。私共が対応さえしておけばそういうことにならなかったという因果関係がありますので、長としてはこれを無断と決めつけるわけにはいきませんということで答弁しているわけです。

○ 4番（山川正行君） この現前たる事実をどう見えていますかあなたは。

行政の責任者として。いま村長がおっしゃったことは前のものと全く変わらないんですよ。前には経過を認めると、今と一緒にですよ。しかし、許可してないから不法だと、行政としてはびしゃりやるべきだと、前の議会でも村長はお答えになっているんですよ。こんな不公平な行政がありますか。一方は認めて一方は認めないということでは。こういう行政は何処行っても通用しませんよ。前には議会でもそのようにご答弁なさっています。また、そのとおり処理しております。無断でないということは前のいきさつと矛盾していますよ。どうですか。

○ 3番（松島重克君） 議事進行に関して発言いたします。

昨日も時間を延長してやりました。そして今日は会期の延長をやっているわけです。昨日からこういう状況で前に進まない、議案を出されるからにはそれなりの対応すべき準備があったはずですがね。

この問題は一般質問でも触れられている問題なんですよ。他にも議案はあるわけです。聞

いておりますと簡単なあれではないですか。村長の判断いかんにかかっているのではないですか。事実関係も出ているわけですから、こういう答弁に時間をかけてもらったら後の議案処理に困るわけですよ。議長、適切な議会運営をお願いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） お答え申し上げますようにこの件につきましては長が責任を果たさなかったということでありますので、長としては無断と決めつけることはできませんということであります。

○ 4番（山川正行君） では、前の場合は責任果たしたわけですか。前の答弁のようにその時は責任果されたんですか。

○ 村長（新城繁正君） これ以前という沢山ありまして推定できませんが、江洲の話となりますと先程申し上げましたように、村がその用地の使用計画があると、確定したと言うよりも構想として持っていたと、そこはそのとおり使うから認められないという形で、いわゆるそこから出てくれという行為が出ているということです。そこはそういうことで長としての裁断を下したということです。その他につきましては課長が答えましたけど、いわゆる村に対する事前の意思表示もなかったわけですよ。そういうこととこのことについては質が違ふという立場を私はとっているわけです。

ですから事前に意思表示があったものについてには別に使用計画もないという判断がございまして、条例でできるが議会の議決も経なければいけないというケースの中でこの事件は時間が経ってしまったという、そういう手続き上の問題を私は責任を感じているということで当事者だけが一方的に断わりなしということにはならぬので、長としてはこの件については無断ではないと、相談は事前にあったというように受け取って、答弁申し上げているように長の立場からするとこの件については無断というふうに決めつけはできませんということであります。

○ 4番（山川正行君） これは大変おかしい話になりますよ。最初から申請があったとか相談があったということですが、村は建築途中に一時停止して相談したことがあるんですよ。この時は既に使われているんです。その時に皆さんは分からんでしょう。前から相談があったから行政として対応しなかったからとか、こういうことになりますよ。建築途中でストップさせたんでしょう。その時にしか村は気づいてない。それ以前に相談がありましたか。

○ 村長（新城繁正君） 前後が明確でないものであれですが、村有地を一部使用されているということがありまして、担当課で現場を確認したところ村有地にくい込んでいるということが調整になりまして、先方もこれを認めたということになっています。それじゃあ我々としてはそういうことではできませんので一応手続きをとろうということで要請という形に

なってきた経緯があります。

○ 4番(山川正行君) そうすると使用する以前には申請はなかったということでしょうか。

○ 村長(新城繁正君) 私のところに正式に相談はなかったということになります。それ以前は長のところに申請とか話し合いはなかったということでもあります。

○ 4番(山川正行君) そうしますと事実関係ははっきりしていますよね。村長がおっしゃる対応が遅かったから無断ではないという判断にはならないわけです。事前に使用されていますよ。村長に申請があったのは使用後であるわけです。と言うことは、村長がおっしゃるところのいきさつがあるので無断とは言えないということにはならないわけですね。いかがですか。

○ 村長(新城繁正君) 分からなかったわけですから無断とは言えないということです。

○ 4番(山川正行君) 事前に無断ということは発生しているんですよ。

皆さんが村有地を使用しているとお分かりになった時点で無断使用ということは既に発生しているんですよ。担当課長が最初に知ったのは使用されてからですよ。どうですか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 私が知った時点では使用されていました。

○ 4番(山川正行君) 村長そのとおりですよ。もう既に無断は発生しているんです。皆さんと相談する以前に無断使用というのは既に発生しているんですよ。それでもお認めになりませんか。

○ 村長(新城繁正君) 村有地に明らかに入っているその処置としてそういうふうな手続きをとろうじゃないかということで事を運んできたということでありまして、村長としてはこちらがその時に処置しておけばそういうことにはならなかったであろうと、そういう意味で私は責任を感じているということでありまして、一方的に相手方が無断であるという形で処理できるものではないというふうに私は考えているわけです。ですから何回も同じ答弁をしておりますように相手方に一方的に全ての責任を負わずというものではないと、むしろこちらの方がその処置を誤ったということでその問題については責任を感じて、それで無断者であるという決めつけはできませんということを繰り返して申し上げているわけです。

○ 4番(山川正行君) 私の質問に適格に答えてないと思うんです。村長が今おっしゃるのはその後の処理の問題なんですよ。この無断使用は皆さんが知った以前に発生しているんですよ。その相談は後でしょう。そうではないですか。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前11時19分)

再 開 (午後2時00分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） これまで答弁申し上げた内容でございまして、村長としては平行線という考え方もございます。

○ 4番（山川正行君） 事実をお認めにならないということですので、では当局が察知した時点で以前に使用された所がありますね。それは何と言いますか。

○ 村長（新城繁正君） そこがはっきり村有地であるとか私有地であるという所の判断ができなかったと、だから誤ってその行為をやったと考えるしかないのではないかと、こういうふうにとらえて申し上げたいと思います。

○ 4番（山川正行君） 分かってやる人はおそらくいないと思いますよ。これは分かってやるならば全く許せないですよ。今までの例でも分からないで使用している人々が多いんですよ。こういう方についても言葉を使っていますよ。

そういう場合にどういう言葉を使っているんですか。

○ 村長（新城繁正君） そのようなケースの場合に特定の言葉を使っているということについては、思い当たらないしご回答できません。

○ 4番（山川正行君） 人の土地を断わりもなく使用したりするのはどうなりますか。正しくないことでしょうか。そのような場合はどういう表現をしますか。

○ 村長（新城繁正君） 即答しかねるところがあるんですが、通常の生活の中で我々が分別をわきまえず分からんでやったと本人としては分からんでやっただけということでありまして、それに対する責任とかは余り感じないでしょう。使われた側からすると社会通念の中でそういう行為は通常の社会では認められませんよということはおく一般的な倫理的な面から誤りでありまして我々指導すべき立場からはそういうふうな指導しております。ですから特定な用語で表現するということは私は今までの経験もございませんし、この辺については私共ができないということです。とにかくこの行為について正しかったか正しくなかったか我々分別できる人がそういう行為をいましめる他はないのではないかと思います。

○ 4番（山川正行君） 昨日から一晩置いて答弁を考えるからということでしたが全く昨日の域を出てないわけですね。村長は不法という言葉を使っているんですよ。答弁にもあるんですよ。経過はどうであれ不法だから行政はしっかりやらなければならないという言葉を使っているんですよ。ご存知ないですか。ちゃんと議事録がありますよ。今使えないということは何かあるんでしょう。おかしいですよ。先程から言っているように行政は公平でなければいけないですよ。弱者だけいじめるのが行政でないでしょう。今まで多くの村民がこういう形で分からないで使用して土地を取り上げられていますよ。返還させられています

よ。あれとこれとはどっちが違うんですか。実際に41条適用された人が沢山いますよ。こんな不公平な考え方では大変な問題ですよ。それでもまだご答弁できないんですか。

議長、答弁がありませんので質疑いたしたいと思います。

このような形ではこの議案は審議できないですよ。

議員から質疑ということは議案に対する問題点を解明するためなんです。ですからこのことについてどうかと事実があるにもかかわらずご答弁がないと、しかもこの問題は昨日から続いているんですよ。この事実を認めたがらないということは何ですかこれは。これは行政として公正公平という言葉が泣きますよ。今までは実際に許可なく使用している人々は条例を適用し返還もさせられています。勿論その中には故意にやっている人もいるかも知りませんが全く知らないでやっていた人も沢山いますよ。

この問題と今の問題と何処が変わりますか。しかも過去に不法という言葉も村長は使っているんですよ。うそだと思ったらここに議事録がありますから見て下さい。こんなことでは大宜味村の村政というのは先が思いやられますよ。私は答弁もないのでこれ以上続けてもむだだと思いますので、この議案第58号は審議に値しない。そうです。これで終わります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 7番（平良俊政君） 昨日の答弁ではこれからの村有地の払下げ或いは取得は公図によって処理していきたいということでしたが、そのように受け取ってよろしいわけですね。

○ 村長（新城繁正君） 基本的にはご指摘いただきましたように公図が村有地の管理或いは処分等につきましての基本になるということについては変わりありません。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 3番（松島重克君） 只今の質疑について私も前に触れているんですが、もし、土地に関する問題が出た場合には現時点では公図どおりというのが正しい答弁ではないかと思いますがね。それに異議がある場合には法的な立証を示さなければいけないと、そうすることによって変更もあり得ると、こういう答弁でなければいかんと思いますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 指摘をされまして有難く思いますが、やっぱり現時点では現公図が法的な拘束力も持ちますし、それから管理運営上の基準になりますので、現時点では現公図を基準にしてやりますけれども、いろんな意見がある場合にはそれなりの手続きをしまして新たにそれが公図として完成するまでその手続き上は我々のところで十分やらなければいかんと思います。

現時点では今の公図が権威あるものだと解釈しなければいかんものだと思っています。

○ 3番（松島重克君） 次にNo.29番国県のダム計画があるため設定地域より除外するというのでありますが、ご存知のようにこの議案は3月議会で可決されたわけですが、しかし、

6月議会において瑕疵ある議案であったために瑕疵ある議決になったわけですね。全く効力をなくしたわけであります。それで再度提案という形になっているわけですが、設定地域から国県のダム用地として除外するということですが、私は6月議会でもこの件について質問いたしました、その時には地域住民の考えを時間を設けて聞いてみたいということでありました。地元住民の意向を打診なされたかどうかお伺いいたします。

○ 村長（新城繁正君） この件についての地元の意向についての打診はまだしておりません。

○ 3番（松島重克君） 折角払下げ用地に設定された地域を国県のダム用地にするため除外するということにつきましては、やはり地元民の意向ぐらいは打診すべきだと思いますがね。地元民の意向を打診しましょうということであったがやっておられないようです。外ではやっておられるようですね。これはどういうことでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 関係地域の皆さんには打診はしておりません。ところが区長会の集まりとか、例えばこの前の場合ですとこれまでの経過の説明ということで関係者に集まっていたで一応の話をする機会は持っております。

特に近い地域の皆さん方の意向の打診というものはやってないということです。

○ 3番（松島重克君） 外での説明会は持たれたということではありますが直接関係のある港内の地域で持たれないと、あれは持ててこれは持てないということはどういうことですか。

○ 村長（新城繁正君） 今は予備調が済んだということであります。国の計画としては実調を入れないという意向を持っているものですから、地元の意向もまだ聞いてないのに我々がそれに応ずるといことはできませんということに断わっているわけです。それを進める場合にある機会をとらえまして調査結果はこうでありますという話し合いは報告という形でやっておいた方がいいのではないかとということでこのような会合を持ったということです。

○ 3番（松島重克君） 予備調査と言っておられますが、予備調査ということは可能性があれば計画は進むということでしょう。造らせない所に予備調査する必要はないでしょう。それから村の意向も出ているわけです。国県のダム用地を払下げ地域から除外するということはダム用地を確保するという事なんです。これは村の意思を表わしていると言われてもいたしかたないでしょう。ただ思うことは過去において何回かダムの建設については地元民の声を十分に打診して、その声に添って村は態度を決定するとおっしゃっておられる。議事録にありますよ。しかし、この手順を踏まないで先にダム用地が払下げ地域から除外されて用意されると、今まで言っておられたことと矛盾しませんか。

○ 村長（新城繁正君） 今回の除地についての考え方といたしましては国の計画がある

ということと、それから村としても村長としての方針も国県の事業をそのまま受け入れるというよりも、村の将来の用水確保という意味では村長としてはこのダム計画については村独自の考え方も含めて対応しましょうという基本的なものを持っているんです。ところがそれはあくまでも村長の基本的な方針であります、これから皆さんに村長の姿勢を説明するというのであります。おっしゃるように前後しているということについてはご指摘のとおりでございますが、しかし、この計画に村が全面的に賛同しているという意味ではありません。

ですからそれを進めるという基本的な姿勢を持っておるし、それについての地域住民のいろんな要求というのもあると思いますので、その辺はこれから詰めて、もし、それが地域住民として村長の姿勢は分かるんだがまかりならんということになりますればそれなりの対応をしなければいかんと思っているわけでして、国の方にもそのような事情は説明してあるわけです。ですからそのようなことがご指摘のようになりますとどうもちぐはぐでないかということになります、確かに先になるべきものが後になって後でよかったものが先になってというご指摘を受けてもいたしかたないと思いますが、将来そこに村長としての姿勢を持っているものですからその時点で問題がこじれるというよりも、今は除外して確保しておいてその後でもしそこではだめだということになりますればその土地についての活用計画は後で考えていかなければいかんと思っ、こういう案を作っているわけです。

○ 3番(松島重克君) これは従来から村長がダム建設に関しては地元民の声を聞いてそれに基づいて態度を決定するというを言っておられるんだから、これは手順が違うということははっきりしておりますよ。村の意思がダム用地を用意しますということになっておるわけですから、これを後で地元民の声が変わったら戻すということでしょう。順序が違うということはここではっきりしておりますよ。先に地元民の声を聞いてダムを造ってよろしいと言えば払下げ地域から除外すればいいわけです。順序は私の申し上げることが合っているのではないですか。

それと先程村独自の用水ということをおっしゃられたようですが、これは只今初めて聞くことですよ。

私も改善センターでの説明会に出たことがあります。その時にもこの説明は出ないですよ。ダム事務所から来てダム事務所の話ですよ。そういうことをおっしゃったら奇弁ですよ。今頃そういうことを持ち出されるならば、余り小細工されない方がいいと思いますよ。ミスは正しく素直に認める方がいいと思いますよ。私は別に追求するつもりはないんですがね。言いのがれしようとするならば言いたくなるのが人情ですよ。手順が違っている。村の意思がこうして先に出てしまっている。今までの村長の言と行動が合わないということは明確である。そして6月議会で指摘しましたが何もされていないと、他では持たれているが肝心地

元では持たれてないと、これは逆ですよ。議員或いはその他の公職にある方を集めて説明会をされても肝心の地元民はどう考えているかということが分からなければ、議員であろうと何であろうと自分の判断できないでしょう。ただ聞くに終わっているわけです。議員でも他の方々でもこの問題に賛成するか反対するかの大きな資料は地元民がどう考えているかが大半を占めるわけです。村長もそうあって欲しいんです。関係住民がどう考えているか。これが民主的な村政につながると思いますよ。

それから次にお伺いしたいのは、国県のダム計画があるのでその用地ということで除外して用意しようとしてされているわけですが、村長は村の将来の利益というものを考慮に入れてやっておられるのか疑問です。通常こういうダムを造らすとかいう場合いろいろ地元では考えるんですよ。貧乏村だから損得勘定をするわけです。持っていくものだけ持たしてはいかんわけです。どうもそれはされてないような気がする。普通これは国が計画することだから最後は押し切られてだめだろうというような予測があっても先ず反対ということを出すんですよ。そしてこういう住民の考え方をどう説得するか。それには住民にどれだけの恩恵が出て来るかということなんですね。条件をつけるということなんです。村が或いは住民が納得できるだけの条件を引き出すわけですよ。だから先ずこういう問題が出た時には止むを得ないなあと思っても反対というのが常道です。ところが本村においては国県のダム用地を払下げ設定地域から除外して用意しようと、はたして今後の交渉にプラスになるのかマイナスになるのかどうお考えでしょうか。

○ **村長（新城繁正君）** 手順の問題とかご指摘のとおりでございまして反省をしているわけですが、私がこのダム計画と村の振興計画を勿論議会にもお話してございませんが、用意したということにつきましては我々土地問題が大きな懸案事項でございまして、私共は別に国や県の言うなりにそのまま行うという考えは持っておりません。皆さんが計画をしてそのまま乗るということではありませんということはおっしゃっていただけますができるだけ地域の有効に作用するような方向に持っていこうと向こうにもそのように示してあります。

これはこれから詰めましてそういうような対応はしていきたいと思っています。これについては十分気をつけなければいかんと思っています。

○ **3番（松島重克君）** これはどこでもこういう問題に備える常とう手段ですよ。ところがダム用地として用意されておれば相手もバカでないし、用地が確保されているのに本心から反対してないんじゃないかと、条件が軽くなるのはやはり否めないわけです。これの交渉は村長おひとりでなしに議会あたりにも関係地元も総力を挙げて当たらなければいかん事態も出るかも分かりませんよ。そうした時にやはり交渉のし易いようによりよい条件を獲得するためにはどの方がいいかということなんです。

それから先程払下げ地域だからそのまま置いておいたら払下げなければいかんということでしたが、これは村長がそこまで詳しいか分かりませんがこれは担当課長はよく知っております。払下げ設定をされても現在までこれだけ多くの土地が残っておるでしょう。これは何かということです。申請しても村が必要と思うのは受理しないでおさえているわけです。だからこれだけ多くの土地が残っているんですよ。だからそういう予定地は考えておかれてもいいんだが、何も除外するという事までしなくてもいいと思いますよ。除外して地元住民がだめだとなればまた戻すと、そして相手との交渉の段階ではたしてプラスになるのかマイナスになるのか。私はこれはマイナスになると思います。設定から除外しなくてもそういう心構えで置いておかれても、そうすると反対だという住民の世論が出ればすぐ払下げることができるわけです。反対だということになればまた設定しなければいかん。順序が違うというのはそこなんです。除外しないでそういう予想で置かれておいた方が住民世論を打診する場合にも、又、国県と交渉する場合に当たってもより村は有利になるかと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） ご意見も良く分かります。私共といたしましてはこういう時に事前にやっておこうやという考えがありまして今回の提案ということになっています。これは私が村有地を早く問題を残さないようにしようというふうなことから出て来たわけです。今ご指摘のことになりますればちょっと思料が足らなかったかなあとも考えますがご提案申し上げたわけです。

○ 3番（松島重克君） 今のお話で村有地が後手後手というのは分かります。後手後手があるのにまた次の後手後手を容認するような格好でこのような不手際がある。それからしますと村長がおっしゃっていることと逆なんです。これ設定から外しますと仮にダムができるにしても相当将来ということでしょう。そうすると村が管理しなければいかんでしょう。本当にこういうごたごたを避けたいということであるならばそういう長い先のことであるならば一層払下げされたらいかがですか。そういうことをおっしゃるならばね。除外するという事は村に残すということですよ。勘違いされているのではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 私所有地になった場合に補償とかでごちゃごちゃしている事例があるようです。そういうことがあるものですから村がやっていた方が村民がもしよろしいということであれば処理し易いという発想のもとに除外しようとなったわけです。

○ 3番（松島重克君） 今の話は中流ダムの予備調査ということになるかと思うんですよ。村長がおっしゃっておられる村独自の計画というのはダム事務所の話がだめになった時の話ではないかと思いますよ。予備調査をして可能であるならば計画を立て事業を行なうはずですからね。これは村とダム事務所の両方でということは先ず考えられないわけです。

それからあの中流ダム計画の周囲には既に払下げられた私有地があるわけです。既に入り込んでいるわけです。だから私は将来のためにはこれは一考を要する必要があるかと思いますがどうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 松島議員が経験豊かな議員歴の中から常にご提言をいただいておりますが、これからどう進展するか分かりませんが、とにかくそういうことにつきましては今のようにご提言もいただきましたので、皆さんの意見を早目に聴取いたしまして村の振興開発につながっていくような方向で精一杯努力していきたいと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 10番（宮城秀護君） 根路銘16林班、17林班、21林班の総面積が約120町歩ありますが、その中で将来農地となるのはいくらありますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 今回の除地に関するものでありまして、除地の中で公社への払下げ予定の面積と払下げ地域がそのまま残る地域があるわけですし、今のところ約53町歩ぐらいだったと思います。

○ 10番（宮城秀護君） 公社に払下げるのは4,830坪ですね。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 皆さんにお配りしている明細書の公社予定地というのは14,83haとなっているわけですが、これはあくまでも除地を予定している林班の明細でございまして、その除地の中での公社への払下げは14,83haの予定であると、ただ実際には除地をしてない所にはまだ農地が残っているということです。

○ 10番（宮城秀護君） この公社問題は地域との話し合いが十分なされての計画でしょうか。それとも村独自の計画ですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） この件については村の方針として進めているということです。

○ 10番（宮城秀護君） そうしますと村の方針だから地域の意向は取り上げずに村優先にやっていくということですね。

○ 経済建設課長（平良 晋君） その件につきましては以前にも指摘がございましたが、それで部落の方々にも説明はある程度やっていると思っています。

○ 10番（宮城秀護君） 公社払下げについて課長からも確かに説明がありました。しかし、その後実質的に払下げという問題になりまして支払いの問題や資格の問題を追求していきますと、高い農地を買って今後農業できるかという問題が出て来ました。それと公社を經由しますと60歳以上は該当しないという厳しい条件があります。前の説明会の場合にも何とか便宜を図ってあげましょうという話もございましたが、何とかして公社に払下げるものを裸のまま地域の人に払下げる考えはなんでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 村有地をいかに農業振興のために供させるかという基本的な考え方からしまして、やはり適正な規模で有効にそれが機能しないと折角村有地を処分しても、どうも従来処分した土地に見合うような生産が余り出て来ないと、それでは村有地をただ処分したということにしかならんという反省もあります。それである一定規模の地域の場合は開発公社に整備してもらって、勿論買う場合は金は多少かかりましようとも公社の事業として入れる場合は効果的だろうと、その後に利用する人は基盤整備には金がかからんでもいいから、そういうことで農業を目指す人を入れていこうと、確かに年齢的にいろいろあるようですからそれに該当する方はそこに入れないかも知れません。その他に部分的に残った所は村が直接払下げするわけですので、その辺でそういう方々のニーズに応えることができないかということも考えています。そしてどうしても農業に従事したいとか村民が土地も欲しいということになれば、これはまた我々としては皆さんと相談いたしまして新しい用地の確保について努力していくという考え方を持っているわけです。

○ 10番（宮城秀護君） 16林班のト小班の中に相当大型の計画があるようですが、これについては従来どおり進める予定でしょうか。

○ 村長（新城繁正君） この計画は進めたいと思っています。

○ 10番（宮城秀護君） この計画について地域住民のコンセンサスは十分されていますか。

○ 村長（新城繁正君） まだその段階までには至っておりません。

○ 10番（宮城秀護君） そのような計画があるならば早く地域住民に知らせてその対策すべきと思う者であります、そのままになりますと周辺の農地まで囲われてしまうと不安を持っているわけです。そうしませんと後で問題が起こります。これで終わります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後3時30分）

再 開（午後3時41分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
1番、2番、5番、6番、11番、12番入場。（午後3時41分）
これより議案第59号の質疑に入ります。
発言を許します。
- 9番（山川 清君） 林業総務費の8節に村有林野売渡人選考員報償費が計上されていますが、その役割をお伺いします。
- 経済建設課長（平良 晋君） これは今回の払下げる人の素案を作るまでの選考員のことでございます。
- 9番（山川 清君） 払下げ調整委員会条例の3条からするとムダな予算ではないですか。
- 村長（新城繁正君） 特に今回の場合は相当数の申請があります。それである程度の事前調整のための予算であります。
- 4番（山川正行君） 素案を作るということですが、従来は何処がやっていたんですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） これまでは貸地に基づく払下げが主にされておまして、人がある程度決まっていたと思います。そういうことでこれまでは経済課で素案を作っていました。
- 4番（山川正行君） この選考についてはどういう形になりますか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 委員は10名程度予定しておまして農協2人、農業委員会1人、7人は村職員ということで考えております。
- 4番（山川正行君） この10人を選ぶために3人が必要だということですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 払下げを受ける人を決める素案を作る業務をするための予算であります。
- 3番（松島重克君） この委員会にどういう形でどういう仕事をさせるんですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 今の面積からしますと申請人全員への払下げは難しいだろうと思います。それで人を決定していくわけですが、それには払下げ方針、条例、規則に照らして素案を作っていくという業務です。
- 3番（松島重克君） そうするとこの委員会に長が諮問するということですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 村長が委嘱をするということになります。
- 3番（松島重克君） そうするとこの構成について基準とかがあるのかね。
- 経済建設課長（平良 晋君） 申し訳ないんですが、補足説明時に要綱をお配りすべきであったわけですが、要綱はできております。
- 3番（松島重克君） 資料を見て審議いたしたいと思いますが、議長、お取り計らい願

います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 58 分）

再 開（午後 4 時 03 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 3 番（松島重克君） この要綱からしますと疑問点があります。売渡人の決定はどうされるんですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 要綱の 3 条で委嘱をしたら 6 条の業務をするということになります。

○ 3 番（松島重克君） 素案というのがどの程度のものか分かりませんが、村長から素案を作りなさいという諮問をされるわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 委嘱を受けた方々は要綱に基づく業務を行なって、そして案ができましたら報告するまでということですよ。

○ 3 番（松島重克君） だからこの土地にはこの人を選ぶという素案を作ってくれということでしょう。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 担当課で今までやっていたと思いますが、今回の大きな人数の中では諮問するまでの案を作るには担当課だけでは今回は難しいという問題もありますので、その業務を委員会でやってもらってその案を村長に提出するということです。

○ 3 番（松島重克君） 従来職員がやっておられたことは分かるわけだよ。

今度は沢山の人がいるので誰に払下げようか迷っているわけでしょう。だから誰が適格者だからこの中から選任しなさいということなんでしょう。結局沢山の人がいるので誰に払下げたらいいかということを開くんでしょ。聞くということは諮問ということだよ。そしてこの機関の人達はこの人に払下げしなさいと決定はしない。権限がないですからね。

この人が資格があるでしょうということを答えるんでしょ。そうでないか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 勉強不足で申し訳ないと思っています。そのような形になろうかと思っています。

○ 3 番（松島重克君） ところで折角こういう機関を作ろうということをやっているわけですが、これは少し困る面が出るような気がします。払下げにつきましては施行規則 3 条がありますね。ここで競合するわけです。これが調整委員会を経由して素案を作らずなら競合しないが、払下げに関してふたつの機関ができるという形にもなるわけですね。調整委員会が答申するのも案であるわけです。だから競合しないよということであるならば調整委員会を通して調整委員会設置条例の 8 条で処理をするというのが正しいやり方であるわけ

です。そうでないと調整委員会の権限を犯すということになるわけです。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時23分）

再 開（午後4時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 実際は経済課でやっていた業務の資料を作成するための委員会という考えを持っています。そこで権限というのは別に考えてなかったわけですが、この文書からしますと権限を付与されたという解釈もできますので、村長としては権限までこの委員会に持たせる考えはない。担当課と十分調整をいたしまして調整委員会の権限を犯すことのないようにしていきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決しました。

これより議案第60号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第59号、議案第60号及び議案第61号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、議案第60号及び議案第61号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時52分）

再 開（午後4時55分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第58号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

○ 4番（山川正行君） 議案第58号に対する反対討論をいたします。

本案については昨日以来5～6時間にわたって疑問点を正してまいりましたが、答弁が得られず大変残念でございます。議案審議につきましては言うまでもなく疑義を正してそして適確な答弁を得て初めて可否の決定が行なわれるのが通常のあり方でございます。私は本案につきましては申し上げました点から反対いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 次に賛成者の発言を許します。

○ 1番（宮城功光君） 賛成討論を行ないます。

本案については3月議会で可決され今回の提案されている議案内容は大字、林班、小班、面積の一部変更ということでありますので、原案に対して賛成いたします。

○ 議長（玉城一昌君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手6人）

賛成者6名であります。

只今報告いたしましたとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

よって、本案は否決されました。

これより議案第59号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時00分)

再 開 (午後5時31分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

陳情第13号についておはかりいたします。

本件については質疑を省略し、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託も省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会の付託を省略することに決しました。

これより陳情第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第13号 国民食料の確保、国土の保全及び米の市場開放、農産物輸入自由化阻止に関する要請決議について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択とすることに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により決議案第3号 国民食料の確保、国土の保全および米の市場開放、農産物輸入自由化阻止に関する要請及び決議案第4号 「被爆者援護法」早期制定に関する決議が提出されています。

この際これらを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加することに決しました。

日程第6 決議案第3号及び日程第7 決議案第4号を一括議題といたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております決議案第3号及び決議案第4号については全員発議でありますので質疑及び会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託も省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会の付託は省略することに決しました。

これより決議案第3号及び決議案第4号を一括して採決いたします。

おはかりいたします。

只今の決議案2件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第3号及び決議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて昭和62年第8回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後5時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (7番) 平 良 俊 政

署名議員 (8番) 平 良 蔵 健